平成２５年（フ）第２０号
金沢市芳斉１丁目２番５号
債務者　宮田　　要
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３号
山梨県甲府市向町486番地　梶原住宅東１
債務者　柳澤　隆子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
岐阜市須賀４丁目２番22―307号　浅野第３ビル
債務者　山口　敏浩
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
岐阜市須賀４丁目２番22―307号　浅野第３ビル
債務者　山口ともこ
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
岐阜県高山市一之宮町3602番地19
債務者　橋本　洋史
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
大津市石山寺３丁目13番14号　セジュール堀井203
債務者　辻　　夕奈（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６０号
大津市際川３丁目13番16号、前住所大阪府三島郡島本町広瀬１丁目１番29号
債務者　松井　初美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
大津市坂本２丁目15番21号
債務者　弘瀬　重雄
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号
滋賀県守山市千代町80番地５
債務者　浅井　文子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
滋賀県守山市木浜町3600番地537
債務者　眞部　朋子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８８号
広島市安佐南区山本新町２丁目14番８号
債務者　井上　美貴
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５９号
広島市安芸区上瀬野１丁目28番35―102号
債務者　脇野　英樹
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８１号
広島市南区翠２丁目27番53―203号
債務者　杉岡　哲行
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８２号
広島市南区翠２丁目27番53―203号
債務者　杉岡　康江
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２１号
広島市安佐北区亀山７丁目12―12―７
債務者　本田　和彦
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３６号
広島市佐伯区八幡が丘２丁目５番７号
債務者　鶴田　良徳
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０号
広島市佐伯区利松１丁目22番16―３号
債務者　東久保光繁
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
広島市安佐北区可部８丁目21番２号
債務者　渡邊　千里（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部